2026 年 7 月 31 日

大阪府知事　吉村　洋文　様

障害児者の教育･福祉･医療等の拡充を求める要望書

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会
連絡先団体／障害者(児)を守る全大阪連絡協議会
〒558-0011　大阪市住吉区苅田５－１－２２
大阪障害者センター内
ＴＥＬ　０６－６６９７－９００５
ＦＡＸ　０６－６６９７－９０５９

＜教育＞

１．府立支援学校の現在の「過大･過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。

①府内各地域に、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、小・中・高等部のある知的障がい支援学校の整備計画を策定し、12 年間を一貫して同じ支援学校に通学できるようにしてください。

②特別支援学校設置基準における校舎面積基準、学級編成基準の不適合の解消、教室不足の解消をできる限り早期に行うことを定めた新校整備計画をただちに策定してください。

③「特別支援学校設置基準」および「特別支援学校施設整備指針」に基づき、子どもたちに豊かな教育が保障できるように十分な普通教室や特別教室を適切に準備・配置してください。

④知的障害支援学校の適正規模 150～200 人（1992 年度学教審答申）を踏まえ、各学校の施設に見合った在籍者数となるよう、知的障害支援学校の増設をすすめてください。とりわけ、在籍者数が 300 人を超える学校については、早急に解消してください。合わせて自宅からの通学時間を 40 分以内で通えるよう支援学校を抜本的に増設する計画を策定してください。

⑤文部科学省の教室不足調査(2025 年度)において、「授業の実施に支障が生じており、今後整備する必要がある教室」にあげた 358 室を早急に解消するため、支援学校建設を基本にすえて必要な対応を行ってください。

⑥府立支援学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。また、増加する児童生徒数に対して、通学区域割りの安易な変更等の対応をおこなうのではなく、父母・教職員、関係者との合意を前提とした計画的な教育条件整備を実施してください。

⑦老朽化が著しい学校については、全面的に立て替えるなど、教育条件を整備してください。

⑧老朽化がすすむ学校について、専門家による学校施設の総点検をおこない、危険箇所が放置されないよう必要な対策を講じてください。

⑨泉南地域・北河内地域に、肢体障害のある子どもが安心して学べる小・中・高等部のある府立支援学校を建設してください。

⑩北河内地域の支援学校の教育環境を改善してください。

（ア）北河内の知的支援学校在籍人数が、昨年度から 64 人増加して、1318 人になりました。枚方支援学校、寝屋川支援学校、交野支援学校四條畷校、守口支援学校の４校ともに、慢性的な

教室不足が続き教育活動に支障が出ています。これ以上の教育環境悪化を防止するために、下記の緊急対策を講じてください。

１）枚方支援学校：大規模化や高等部の通学区域割の変更によって引き起こされている教員不足を改善するとともに、教室不足のため使用しているスペースの空調設備を整えるなどの環境改善をしてください。

２）寝屋川支援学校：小学部児童の急増により生じているトイレ不足を解消するため、小学部棟にトイレを増設し、給食調理室を拡張してすべての児童生徒、教職員に給食が提供できるようにしてください。

３）交野支援学校四條畷校：集会室の空調設備を整えるなど、移転までの教育環境を改善するとともに、移転や本校化の内容について、直接府教育委員会と職員が意見交換する場を設定してください。

４）守口支援学校：交野支援学校四條畷校本校化までの間、普通教室不足により生じている児童生徒の教育活動への影響を改善するため、緊急に施設改修や増築を含む、あらゆる工夫を施してください。

（イ）北河内地域の通学区域については、子どもたちが市単位で、同じ学校で、小中高と一貫して通えるように条件整備を行ってください。来年６月頃に予定されている 2029 年度からの通学区域割の変更に関しては、一方的に上意下達で決定するのではなく、今年度の秋までに保護者、教職員、関係者の意見を聞く場を設定してください。また、「通学区域が変更される」ことや「発表の時期が 2027 年６月ごろ」であることすら周知が行き届いていません。府のホームページに掲載するとともに、各学校や関係機関を通じて保護者・教職員・関係者に早急に知らせてください。

（ウ）交野支援学校四條畷校の工事中の移転に関連して、生徒・保護者への配慮と丁寧な説明、教育環境の整備、余裕を持った移転・詳細スケジュールの管理、教職員への適切な対応、専門業者による備品・教材の移動計画策定、移転後のフォローなどの必要な対策を行ってください。また、校舎移転による通学方法の変更に関連し、通学保障について必要な対策を講じてください。

（エ）本校化する交野支援学校四條畷校に関連して、普通教室は南向きを基本として配置し十分な面積を確保してください。日常生活学習室、理科室など必要な特別教室を十分に確保し、特別教室の兼用は行わないでください。雨天等、運動場などが使用できないときの屋内活動場所や学年集会や多人数の授業用の教室を確保してください。子どもがパニックになるなど、不安定なときにクールダウンできる部屋を確保してください。その他、児童生徒にとって快適な教育環境を整備してください。学校規模を適切な人数にするために 250 人程度までにしてください。そして、必要な教室を確保し教育環境を整えるために、四條畷校の教職員が作成した教室配置案を最大限尊重してください。また、子どもたちにとって大切な多目的室を民間に貸し出ししないでください。多目的室内の不必要なトイレ・シャワー室は、他の必要な場所に移動してください。子どもの活動スペースが狭くなるため、多目的室内の湯沸室は撤去してください。

（オ）2029 年度の交野支援学校四條畷校の本校化だけでは、北河内地域の支援学校の設置基準不適合と教室不足を解消することができません。早急に、枚方・交野地域と門真地域に小学部・中学部・高等部のある知的支援学校を新設してください。支援学校新設までに５年を要します。2032 年度に設置基準不適合と教室不足を解消するため、今年度中に新設整備の予算措置をしてください。また２校新設までの間、北河内地域４校の「過大・過密」状態が続きます。２校新設までの間の必要な対策を講じてください。

（カ）「過大・過密」により、小学部・中学部の子どもの人数が増加すると、標準法の学級乗数が減少します。そのため、年々子どもに対する教員比率が低下し、教育に悪影響を及ぼします。「過大・過密」の学校の実態に見合った教員配置を行ってください。また、教員定数に穴が空かないようにすることはもちろん、欠員が生じた場合は速やかに改善してください。そのため、勤務を希望する常勤講師や非常勤講師を遅延なく配置してください。

⑪交野支援学校四條畷校の本校化に伴う、仮校舎への一時移転・通学区域割の変更等について、東大阪市在住の関係する生徒が落ち着いて通学し、保護者が安心してこどもを預けることができるよう以下の項目について要望します。つきましては、以下の項目について要望します。

（ア）四條畷校高等部校区の東大阪市在住生徒が八尾支援学校中学部および地域の中学校を卒業する時、四條畷校高等部・東大阪支援学校高等部・八尾支援学校高等部を選択できる特例を認めてください。

（イ）校舎移転に伴い、デイサービス等の福祉サービスが継続して使うことができるよう、関係機関に働きかけてください。

（ウ）新しい四條畷校の開校時の通学区域割の変更において、四條畷校在籍生徒全員が新しい四條畷校に通学できるようにしてください。

（エ）新しい四條畷校の開校に向けて、保護者・教職員・関係者への丁寧な情報提供を行うとともに、より良い学校となるよう意見を聞いてください。

（オ）東大阪市に小学部・中学部・高等部のある知的障がい支援学校を新設し、小・中・高の 12 年間同一の学校に通えるよう条件整備を行ってください。

⑫教室不足が深刻な八尾支援学校について、その具体的な解消方策を緊急に講じてください。

⑬豊能地域および大阪市北東部の新校を整備するにあたっては、現場や保護者、地域住民の意見を十分に取り入れてすすめてください。

⑭文部科学省に対し、実効性ある「特別支援学校設置基準」となるよう見直しを求め、国庫補助率を引き上げるなど、教育の充実にかかる予算措置を講じるよう国に要望してください。

⑮「特別支援学校設置基準」を既存校にも適用し、基準を満たしていない学校については、直ちに基準を満たすための改善措置を講じることができるよう、予算を措置してください。

⑯2025 年度から 2027 年度までの国の特別支援学校整備等のための集中取組期間をさらに延長するよう国に要請し、大阪府として「過大・過密」「教室不足」を解消するための学校整備を早急にすすめてください。

⑰同一敷地内に 2 つの支援学校が設置されている場合において、高等支援学校の入学試験の日に支援学校を休校にしないなど、児童生徒の教育環境に影響が及ばないようにしてください。

⑱各支援学校に、十分な児童生徒用の更衣室を整備してください。

⑲子どもの実態に合わせたトイレの改善・整備を行い、老朽箇所の改修を計画的に行ってください。

⑳冷暖房の適切な使用に資するため、全支援学校に対して十分な額の光熱水費予算を配当してください。

㉑教育活動に支障が生じないよう、教職員の旅費予算は必要十分な額を確保してください。

㉒大阪わかば高校敷地内への生野支援学校の新築移転について、450 人を想定した「超大規模校」ではなく、適正規模の学校にしてください。そして、府内の支援学校が適正規模となるよう各地域に適正規模の支援学校を整備してください。

㉓今後の知的障害支援学校の増設においては、必ず小学部棟を新設してください。

㉔出来島支援学校および現在進められている新校整備において、校舎内の一部を就労系障がい福祉サービス事業所への貸し出し事業をただちに中止・計画を撤回し、子どもたちの学習スペースとして活用できるよう整備してください。

㉕府立支援学校の在籍者数増の対策として、学校教育審議会答申で示された「高校と支援学校の併設」の具体化ではなく、支援学校の抜本的な増設をおこなってください。

㉖この間、小学部児童、中学部生徒が急増するもとで、年々教職員の配置が手薄になっています。各学校の実態に見合った大阪府独自の教職員加配を行い、充実した指導を行えるようにしてください。

２．安全･安心で適正な、通学時間･通学距離を保障してください。

①スクールバスの民間委託化方針を撤回し、直営でのスクールバス運行を行ってください。

②適正規模の府立支援学校を各地域に建設するとともに、スクールバスの増車等の対策を緊急に講じ、自宅から 40 分以内で通学できるようにしてください。なお、早急に 60 分を超える乗車時間

を解消してください。
③医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に通学できるようにしてください。
④スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるように送迎ルートを改善してください。
⑤小型スクールバスの添乗員は、乗車する子どもの実態に合わせ、必要なコースは２名配置してください。

３．親の健康状況や家庭の状況に関わらず、障害のある子どもが等しく学校に通えるよう手立てを講じてください。
①大阪府内自治体における、教育委員会や福祉部局等で実施されている府立支援学校への通学支援施策について、その内容（支援内容、利用対象者、自己負担金、利用できる期間、制度利用者数などの制度内容にかかるすべての事項）を把握するための調査を毎年実施して、大阪府教育委員会としてその内容を整理して公表してください。
②府立支援学校への通学に係る支援は、教育行政として実施すべき内容であることを踏まえ、大阪府教育委員会と市町村教育委員会が協力して制度を整えることができるよう、市町村にむけた支援制度を創設するとともに、未実施の市町村に通学支援制度の創設を働きかけてください。
③保護者の体調不良等で送り出しができなくなった場合等にも対応できるよう、当該制度の拡充を市区町村に働きかけてください。

４．より豊かで安全な学校給食を、子どもたちに保障してください。
①府立支援学校の給食調理業務の民間委託化はやめてください。
②給食調理員、栄養職員の増員、施設設備の改善などをおこない、直営自校方式の学校給食をより充実させてください。
③文部科学省「学校給食衛生管理の基準」にもとづいて、厨房の施設設備を抜本的に整備してください。

５．医療的ケアの必要な子どもたちの、教育保障を充実してください。
①医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる府立支援学校においては、府独自に看護師を配置してください。医療的ケアが必要な児童生徒が希望する場合、知的障がい支援学校に入学できるようにしてください。
②府立支援学校の看護師については、正規の学校職員として独自に定数枠を設けて配置してください。当面、引き続き臨時技師（看護師）の賃金等の待遇改善を継続するとともに、その内容を早急に拡充してください。
③制定された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえて、教育をおこなう体制を拡充させるために、標準法に看護師を定数として明記するよう文科省に対して要請してください。
④泊を伴う行事への看護師の付き添い予算を増額してください。また、医師の付き添い措置を予算化してください。
⑤医療的ケア通学支援事業においては、児童生徒の通学保障・通学途上での安全面、保護者の負担の軽減、看護師の確保など、制度が確かなものとなるよう予算措置を講じ、大阪府が責任をもって実施してください。とりわけ、大阪府として必要な看護師を確保してください。

６．老朽化した大阪北視覚支援学校及び中央聴覚支援学校を現在の敷地内で立て替え、存続させてください。両校ともに寄宿舎を存続させたうえで立て替え、その機能をさらに充実させてください。また、学科の再編などを検討する場合は、当該の学校・教職員及び当事者・保護者の意見を踏まえ、充実させる方向ですすめてください。

７．府立支援学校の通学区域割の変更によって、福祉サービス（ショートステイの送迎等）の利用が制約されている実態を改善するよう、必要な措置を講じてください。

８．府立支援学校において、情緒障害をあわせもつ知的障がいのある児童生徒のための重複障害学級増設を行ってください。あわせて、重度の知的障がい児や発達障がい児などにも手厚い教育が保障されるよう、教員を増やしてください。

９．標準法にもとづき措置された定数の各校への配分は学級数など客観的基準にもとづいておこなってください。

①府立支援学校の一般学級の「くくり」（複式学級編制）を改めてください。
②幼稚部・高等部の重複障害学級と訪問学級についても、法の趣旨にもとづき、複数学年で３人を超える児童生徒数を一律に学級編制基準の「３人」で除算する方法を改めてください。
③児童生徒数が増えることにより教員配置の比率が厳しくなる「標準法」の比率を改善するよう国に要請してください。

10. 府立支援学校の寄宿舎教育を継続、発展させてください。
①寄宿舎指導員の配置は「標準法」を踏まえて学校毎に算定し、その数を最低限各寄宿舎に配置してください。
②通学困難や家庭状況などを考慮し、必要な児童生徒の入舎を認めてください。
③老朽化した施設設備を早急に改善してください。

11. 手話言語条例の制定を踏まえ、聾学校（聴覚支援学校）の教育環境の拡充を図ってください。
①障害児教育の特殊性、専門性を踏まえて、同一校勤務の年限を理由とした強制的で機械的・画一的な人事異動を行わないでください。
②聾学校(聴覚支援学校)においては、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」に基づき、手話が言語としてあたりまえに機能する環境を整備してください。聴覚障害（ろう）児対応だけではなく、聴覚障害者（ろう）の保護者の対応はもちろん聴覚障害（ろう）者の教職員のために、手話通訳者（手話通訳士または大阪府登録手話通訳者）を配置してください。
③聾学校(聴覚支援学校)のスポーツ（クラブ）活動に、デフリンピアンやデフアスリートおよびデフスポーツ関係者や大阪スポーツ賞・大阪府知事表彰受賞者を指導者として招くなど、聞こえない子どもがロールモデルと接する機会を保障してください。

12. 厚労省・文科省の「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」に則り、聴覚支援学校での早期教育相談を充実させるため人員を措置してください。

13. 後期中等教育を拡充してください。
①支援学校高等部卒業後の一般就労者の実態を明らかにしてください。また、入学者選抜制の高等支援学校の進路の実態を明らかにしてください。進路支援・移行支援・定着支援などの教育課題を明らかにしてください。
②高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめてください。
（ア）府立高等学校に在籍する発達障害をはじめとするすべての障害のある生徒の実態把握をおこない、適切な教育課程や教材の準備、専門性をもった教職員の確保や定数措置、施設・設備などの条件整備をすすめ､教育環境を改善する等、必要な施策を講じてください。
（イ）すべての府立高校にエレベーターの設置など、障害のある生徒が安全･安心に高校生活が送れるよう施設設備を充実してください。
（ウ）府立高等学校に在籍する障害のある生徒の支援のための、支援員や専門家の巡回相談などを導入するとともに、通級指導教室を増やしてください。
（エ）府立高等学校で実施されている通級指導について、対象者数・障害の状況・教員の配置・教育課程・単位認定・施設設備・合理的配慮等、状況を明らかにしてください。
（オ）高校への「知的障害のある生徒の受け入れ」にあたっては、本人の学習権と発達権を保障するために専門性を持った教職員の配置と教育条件の整備を行ってください。
③早期からの現場実習や一般就労に偏重した高等部教育を改め、卒後の生活の充実と働きつづける力につながる青年期にふさわしい教育を充実してください。
④高等支援学校の進路選択にあたっては、本人の学びを通した意思決定を最大限尊重した進路支援を行ってください。一般就労に固執した進路指導や「100％一般就労をめざす」教育目標を改め、本人・家族の理解と納得にもとづく支援を行ってください。
⑤高等支援学校の選抜入試において、インフルエンザ等の感染症に罹患したために受験できない場合、府立高校の入学選抜で執られている措置と同様に追試験を実施してください。

14. 進学を希望する生徒・保護者のニーズを受けとめ、高等部に専攻科を設置することで、府内高等学校と支援学校高等部の卒業者の進学率の格差を是正してください。

①府立支援学校を新設する際には、高等部(普通科)に専攻科のある支援学校を整備し、専攻科の教職員を配置してください。また、国に対して聴覚・視覚特別支援学校以外の公立支援学校高等部にも専攻科の設置ができるように教育環境の整備や教職員の確保を行うようにはたらきかけてください。

②早期からの現場実習や一般就労に偏重した高等部教育を改め、人材育成ではなく人格形成をめざし、卒後の生活の充実と学び続け・働き続ける力につながる青年期にふさわしい教育を充実してください。

③豊かな人格形成をめざし、青年期にふさわしい教育の充実のために、支援学校の過大過密・教室不足の問題を解消し、豊かに教育を受けられる環境整備をしてください。

④高等支援学校での進路指導に当たっては、本人の学びを通した意思決定を最大限尊重してください。また、生涯学習の保障という観点からも“福祉型専攻科”事業合同説明会や「おおさか学びの場交流会」のチラシを配布することによって高等支援学校の生徒・家族にも情報を公表し、進路選択の自由を保障してください。

⑤支援学校高等部・高等支援学校卒業生の進路追跡調査を行い、離職の実態やその理由を明らかにしてください。また、進路実態にもとづく高等部教育のあり方を検討し、進路支援・移行支援・定着支援などの教育課題に取り組んでください。

⑥府教委として障害福祉サービスを活用した卒後の「福祉型専攻科」や「学びの場」の実態を把握し、高等部卒業後の教育年限の延長や生涯学習の充実に取り組んでください。また、「卒後の学びの場・専攻科を実現する会」や関係者との懇談の場を設けてください。

15. 大阪府並びに大阪府教育委員会として「平成 30 年度 文部科学省委託事業『障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究』報告書」(平成 31 年 3 月大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課)の趣旨を踏まえ、関係する生徒・保護者や教職員、府民への情報提供や国への提案を積極的に行ってください。

①大阪府並びに大阪府教育委員会として上記「報告書」の趣旨並びに「学びの場」公表の意義を踏まえ、「学びの場」ホームページの存在を特に学校教育関係者や障害福祉関係者に周知徹底してください。また、「“福祉型専攻科”事業合同説明会」(大阪府・大阪府教育委員会後援)の情報(チラシ)がすべての府立支援学校の生徒・保護者、教職員に進路の選択肢の一つとして情報提供されるように各支援学校に対する指導・助言を積極的に行ってください。また、大阪府立高校及び私立高校の進路担当教員への学びの場の情報提供も行ってください。

②同様に府内中学校支援学級卒業生の約 8 割が進学するといわれる府内高等学校の進路担当教員並びに支援を必要とするすべての障害のある生徒とその保護者にも進路情報として卒後の「学びの場」の情報提供を行ってください。また、小中学校の支援学級に在籍する児童生徒の保護者にも学校の進路説明会等を通じて「学びの場」の情報提供が行われるようにしてください。

16. 2022 年 4 月 27 日文科省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知)」以降、特別支援学級への在籍の可否に対する不安が広がっています。子どもの障害の状況や保護者の願いにそくした学びの場の決定を行ってください。

①「通知」で示された授業時数は目安であり、子どもの障害の状況や保護者の願い、これまでの経緯などに応じて支援学級への在籍も可能であることを、市町村教育委員会に周知してください。

②法令や通知で示される「障害の種類及び程度」で入級を制限するのではなく、子どもや保護者の願いに応じた就学・入級の判断を行ってください。

③学びの場の決定にあたっては、子どもの障害の状況や保護者の願いを十分に考慮し、それぞれの必要に応じた判断をするよう、市町村にはたらきかけてください。強引な学びの場の変更や強硬な手続き的合意により、保護者や子どもが不安や不利益を被ることがないようにしてください。

④学びの場の検討により、支援学級から通常の学級に在籍を変更した子どもについて、支援学級での指導が必要とされる場合には、すみやかに支援学級に在籍できるようにしてください。

17.「発達保障ならびに教育保障」の観点にたった適切な就学支援をおこなうために､府および市町村に就学支援委員会を設置し、民主的に運営してください。市町村が行う発達相談・教育相談に、費用の補助を行ってください。

18. 障害の重度化･多様化をふまえ、学校教育法第 81 条・学校教育法施行規則第 137 条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。
①2022 年 4 月 27 日文科省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」以降の特別支援学級設置が抑制されている状況を改め、障害児教育を受ける権利の保障に必要な特別支援学級の設置を行ってください。
②特別支援学級定数改善や、学級編制基準が同じ複式学級同様２学年での学級設置など、支援学級の編制基準の改善を文部科学省に要望してください。府独自でも改善し、１学級の定数を引き下げてください。
③在籍者が一人でも障害種別で支援学級を設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行ってください。
④在籍する児童・生徒の実態に応じて、運営や指導の困難さを抱える学級、あるいは学校に教員を加配してください。
⑤同一種別で在籍予定者が 9 名の場合は、2 学級設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。
⑥年度途中の児童･生徒の増加にあたっては、新設や学級増をおこない、必要に応じた教員配置をおこなってください。
⑦新年度の学級設置に当って、前年度と比べて教職員配置の大幅減少が起こらないようにしてください。
19. 発達障害のある子どもの増加や個々の特別な教育的ニーズに応じた支援・指導へのニーズの高まりを踏まえ、通級指導教室の整備・拡充を進めてください。
①通級指導教室を全ての小中学校に設置してください。設置に当たっては、特別支援学級の削減を意図するようなことがないよう厳に注意してください。
②通級指導を受ける子どもが少数の場合でも、当該校への教員配置を伴う自校通級方式で、通級指導教室の設置を行うよう、教員を配置した上で市町村に働きかけてください。。
③通級指導教室を利用する子どもの数に応じた複数設置が、義務標準法第七条五項に示される数を念頭に、各校で行われるようにしてください。
④通級指導教室の設置にあたっては、教室の確保や必要な教材・教具の手配等の環境整備を行うよう、市町村に指導してください。
⑤通級による指導担当教員の配置定数の改善を行うよう文科省に要望し、府独自でも改善を図ってください。
20. 障害児教育･特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。
①支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでいても、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。また、支援学級担任、通級指導教室担当教員の専門性向上を図ってください。
②全ての教職員が発達障害についての理解を深め、一人ひとりの子どもの特別なニーズを理解し、子どもたちが自分に必要な環境で教育を受ける事ができるようにしてください。
③教員採用選考に支援学級採用枠を設けてください。
（ア）希望する場合は支援学級担任として転勤できるよう市町村教育委員会に働きかけてください。
（イ）支援学級担任の継続年数を延ばすことができるよう、市町村教育委員会を指導してください。また、継続して担任する事の大切さについて、各学校長が研修できる機会を持ってください。
（ウ）支援学級担任の講師率を把握するとともに、できる限り正規の職員が担任することが望ましいことを各学校長が研修できる機会を持ってください。
（エ）病気休暇や産・育休、年度途中の退職などによる支援学級担当教員の欠員不補充をなくし

てください。

④就学に際して、「一度入学したら、小学校は６年間、中学校は 3 年間は同じ学校で」と言われますが、法令通り、転学に関しては、「学びの場」を固定なものとせず、「発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟」にできることを保護者・教職員に周知するとともに、そのための方策を検討してください。

⑤支援学級在籍者を含めると、35 人、40 人の定数を超える通常学級をなくすよう、弾力的運用だけでなく、教員を加配してください。

⑥政令指定都市を含め、医療的なケアや医療的な見守りを必要とする子どもたちのいる学校に看護師を配置してください。支援学校のように、泊を伴う行事にいつも子どもと関わっている看護師が付き添いできるようにしてください。医師の付き添い措置を予算化してください。

21. 大阪府下の全ての学校園において、大規模災害や感染症拡大等の緊急時に対応できる学校体制の整備と日頃からの条件整備を行ってください。

①緊急時に教職員の安全を確保しつつ、子どもたちの実態に即した適切な支援が行えるよう、日頃から緊急時を想定して人的配置や物的措置を講じてください。

②障害のある子どもたちの命･くらしの安全が、緊急時においても保障されるように、学校、保健所、医療体制、障害福祉施策を抜本的に拡充してください。

22. すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・支援学級・通級指導教室の増設、20 人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

①小中学校の通常学級を 20 人以下の学級にするとともに、特別支援教育支援員の増員など、通常学級に学んでいる障害児やＬＤ、ＡＤＨＤ等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。

②施設・設備の基準を設け、その改善・充実をはかってください。特に、肢体不自由児が在籍する全ての学校にエレベーターを設置するよう､市町村教育委員会に働きかけてください。

③特別支援教育コーディネーターを専任で配置し、保護者の教育相談や療育等との連携をさらに充実できるようにしてください。

④特別支援学級や通級指導教室を利用しない、不登校や特別な支援の必要な児童・生徒の居場所となるような教室を整備し、専任で対応できる教員を配置してください。

⑤チャレンジテスト、学力調査等、競争をあおるような教育をやめ、これまで通常の学級で学ぶことができていた障害のある子どもたちが、通常の学級から排除されている状況を改めてください。

23. 手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用するこどもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。府立高等学校を含む府内の全ての学校に在籍する、聴覚障害児童・生徒に対する実態把握と支援策を講じてください。

①ろう児童等が在学する府立高等学校及び市町村立学校における手話習得機会の確保促進の観点から、意思疎通手段について手話言語を選択している児童生徒の在学状況を年間を通して定期的に把握し、その結果を公表してください。

②ろう学校以外の支援学校を卒業したろう重複障害者についての実態を把握するとともに、卒業したろう重複者はもちろん、乳幼児期や学齢期を含めた全てのろう重複障害者が、手話言語を習得するための対策を講じてください。

24. 大阪府学校教育審議会支援教育部会が開かれ、「今後の府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」が議論されました。既存の学校・寄宿舎を存続させ、さらに充実させてください。学科の再編などを検討する場合は、盲学校ろう学校のあり方について必ず当事者団体に意見を聴取することとし、当該の学校・教職員及び保護者の意見を踏まえ、充実させる方向ですすめてください。

＜放課後保障＞

25. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを大阪府においても促進し、家族と府立学校や各市町村の学校と事業所との連携が図れるようにしてください。
　①子どもの支援に関して、保護者や事業所が希望した場合、スムーズに懇談ができるように学校への働きかけをしてください。
　②不登校の状態にある障害児に対して、放課後等デイサービスと学校及び家庭と連携を図りながらきめ細やかな支援を行えるように連絡の窓口を設ける等、対策を講じてください。
　③送迎を円滑に行えるように、下校時間や行事について細やかに情報交換が行えるようにしてください。災害による緊急時への対応や送迎の行き違いによる事故防止のためにも、事業所への情報のメール配信を市町村立の各校でも行えるようにしてください。
　④先生との懇談や学校と事業所間での連絡の取り方（メール配信等)、情報共有等の対応に学校によってばらつきがあります。各校と連携がスムーズに図れるようにしてください。
　⑤災害時の対応を学校と事業所間で共有できるよう話し合いの場を設ける等の対策を講じてください。

＜障害者総合支援法＞

26. 障害福祉サービスにおける府内市町村の指導監査の実施状況（市町村への助言件数や市町村からの具体的相談内容等）を明らかにしてください。指導における市町村格差が生じないようにしてください。
27. 障害福祉サービス事業所・施設等の安定運営のため物価高騰への支援策を、大阪府財源を活用し実施してください。
28. 事業報酬の引き上げを国にねばりづよく働きかけるとともに、大阪府として独自の支援を行ってください。
　①処遇改善加算を基本報酬に入れてください。
　②報酬改定は福祉の向上に資する改善であったかを検証し、必要な事項は直ちに実施するよう国に求めてください。
　③国の臨時改定による基本報酬引き下げに伴い、地域で真に必要な障害児・者の居場所やグループホームの新規開設が停滞しないよう、府内の需要バランスを精査し、必要地域における新規開設への独自の激変緩和措置や開設初期費用への補助を行ってください。また、2027 年度の定期改定に向け、現場が黒字経営を維持し質の高い支援を継続できるよう、国に対して安易なマイナス改定を行わないよう強く求めてください。
　④障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所も増えています。大阪府として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。民間福祉施設で働く職員に対して、賞与支払い等への府独自の支援策を実施してください。
　⑤【文書】「北摂聴覚障害者センターほくほく」や「泉州聴覚障害者センターなんなん」「京阪聴覚障害者センターけいけい」は就労継続支援Ｂ型でありながら制度の狭間に取り残されたろう高齢者に対し、介護保険の代替的なサービスを提供しています。時間刻みを導入すると、障害特性に応じた支援を提供している事業所は軒並み潰れてしまいます。次期報酬改定で就労継続支援Ｂ型への「時間刻み報酬」を導入しないよう国に強く働きかけるとともに、大阪府として支援措置を講じてください。
　⑥【文書】福祉・介護従業者の確保に向けた対策を強化してください。本来、介護の質の向上や職員処遇に充てられるべき報酬から、有料の職員紹介業者へ高額な紹介手数料を支払わないと職員が確保出来ません。その為、施設経営が逼迫しています。紹介手数料の上限や返還方法の規制、転職斡旋の禁止などを確実に指導するよう国に働きかけてください。
29. ユニットリーダー研修での手話通訳を大阪府の責任において配置してください。大阪府ホームペー

ジでも募集の案内が掲載されています。大阪府に問い合わせたところ実施団体との交渉と言われましたが、結果としてこちらが手話通訳者を手配するようにとのことでした。コスト面でも送り出す事業所の負担は大変大きいことから、必要な手話通訳は大阪府の責任で配置してください。

30. 対応できる事業所数が限られていることを理由に、広域利用せざるを得ない事業所への通所費用について、大阪府として助成制度を創設してください。
 ①【文書】泉州聴覚障害者センターなんなんや北摂聴覚障害者センターほくほくの「生活介護事業」や「就労継続支援Ｂ型事業」は、重複聴覚障害者や高齢聴覚障害者が利用しています。送迎範囲は広域にせざるを得ず、車で片道１時間かかる利用者の方もおり、その送迎費用は全て事業所負担となっています。国に対して「送迎加算」の拡充を要望していただいているとのことですが、専門施設の利用の必要性と送迎加算の拡充を今後も強く国に要望してください。
 ②【文書】盲ろう者や聴覚障害者の福祉事業所利用について、大阪市は月 5000 円を限度（原則・定期券）として通所日の報告を条件に交通費を一部負担しています。大阪府でも同様の制度を創設してください。

31.【文書】高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減策（新高額）の対象者を特定できていない府内市町村が存在するなど、必要な人に制度が行き届いていない現状があります。府として状況を把握し、府内市町村に対して必要な助言・情報の提供等行ってください。

32. 福祉制度を活用した障害児者の学びの場の、支援内容の拡充と運営が円滑に進められるよう、支援策を講じてください。
 ①自立訓練事業を活用した学びの場の支給決定期間の更新に当たっては、利用者・家族の「さらに学びたい」とのねがいが受けとめられるように、市町村と審査会に「自立訓練(生活訓練)に係る支給決定期間の更新の取り扱いについて」（令和 3 年 3 月 26 日、厚生労働省・事務連絡）の趣旨を徹底してください。また、利用期間 2 年の有期限を 4 年間に延長できるよう国に強く働きかけてください。
 ②障害福祉サービスによる「学びの場」では、そこに通う学生(利用者)に通学定期や学割が適用されません。大阪府として「支援学校等卒業後の学びの場ホームページ」で認証した学びの場の学生に「在学証明書」並びに「通学証明書」を発行するとともに、ＪＲ西日本や関西鉄道協会などにはたらきかけ通学定期や学割が利用できるようにしてください。交通費等を一部支給する「更生訓練費給付事業」を実施する市町村が拡大するよう府内自治体に働きかけるとともに、学びの場に通う学生の通学負担軽減のための補助制度を創設してください。
 ③学びの場に通う障害のある青年たちに、行き届いた丁寧な支援ができるように職員配置基準と報酬単価を引き上げるよう、国に働きかけてください。
 ④福祉部として「卒後の学びの場・専攻科を実現する会」や関係者との懇談の場を設けてください。

33. 高次脳機能障害者を含む中途障害者に偏りがちな「利用料一割負担」を廃止するよう強く国に要望してください。

34. 高次脳機能障害者支援法（以下支援法）が施行されたことを受け、大阪府として今後どのような方向性で施策や支援体制の整備を進めていかれるのか、お考えをお聞かせください。支援法の施行を受けて、当事者や家族が安心して地域で生活できるよう、大阪府の地域支援体制をより充実させてください。

35. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて下記の要望を国に要望してください。また、府としてできることも行ってください。
 ①加算で成り立つ制度ではなく、基本報酬で、職員の雇用を守り、事業所の運営ができるように基本報酬の増額を国に働き掛けてください。
 ②子どもの急な欠席の場合、収入が減りますが、職員配置は必要なため財政に影響します。「欠席時対応加算」の拡充を図るよう国に働き掛けてください。
 ③「個別サポート加算Ⅰ」に関しては、指標の判定についても市町村でばらつきがあります。市町村に対して、放課後等デイサービスでの子どもの様子を聞き取るなど子どもの状況を把握し、適切に判定するよう働きかけてください。

④「個別サポート加算Ⅱ」については、要保護児童へのきめ細やかな支援を行っている事業所が加算取得しやすいような仕組みを検討するよう国に要望してください。現行の「保護者の同意を得る」などの条件では、実態に見合った活用には至りません。家族への支援にきめ細やかな配慮や連携が必要であることを踏まえて、報酬請求の要件と報酬単価を見直すように要望してください。
⑤「送迎用バス置き去り防止を支援する安全装置」について、事業所においてはその操作に手間がかかり、子どもから目が離れてしまい、危険があるという現状があります。安全面においても設置の費用についても事業所の負担が大きくなっています。今後の見通しを聞かせてください。また、国に現状を調査し結果を公表するよう働きかけてください。
⑥2026 年 12 月にこども性暴力防止法が施行。また、2027 年度の報酬改定と同時にスタッフ研修制度が開始され、職種や実務経験を問わずすべての支援者が受講する必要があるなど対応に追われています。府として情報の発信と研修の実施などを行ってください。府としての動きを教えてください。
⑦障害の重い子どもたちを受け止めることのできる放課後等デイサービス事業所を計画的に増やしていくための措置を、大阪府として講じてください。

36. 大阪府内に入所施設を必要数整備するとともに支援内容を充実してください。
①年々深刻さを加える家族介護から家族が暮らす身近な地域での社会的介護による暮らしに移行できるよう、入所施設を含めた社会資源を計画的に整備してください。中でも、自宅やグループホームでの暮らしが難しい重度の知的障害や強度行動障害のある人に対応できる入所施設を整備してください。
②医療的ケアの利用者を受けとめることのできる障害者のくらしの場の整備を、府の責任で行ってください。また、看護師配置が可能となる補助制度を創設してください。
③基本報酬の引き上げを国に求めてください。また、夜間の体制が厚くできるよう、加齢や重度化の実態に合わせて補助を行ってください。
④入所施設で暮らす障害者が通院・入院した際に必要な支援が行えるよう、職員配置基準の改善を国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の加配制度を設けてください。
⑤「地域における障がい者等の支援体制の再構築に向けた提言」（令和５年３月、大阪府府自立支援協議会）に基づき、重度化・高齢化に対応した設備改善への補助を実施してください。
⑥児童施設の超過齢者も含めた大阪府内の施設入所待機者の状況を明らかにするため、「令和 6 年度施設入所の待機者に関する実態調査」に相当する調査を毎年継続して実施してください。
⑦施設入所支援を提供する施設の生活介護の支給決定量について、実態に合わせたものとなるよう市町村に働きかけてください。
（ア）知的障害のある方が、平日に受けている食事や排せつ・入浴等の直接介助や、ふらつきで転倒しないか、食べ物をのどに詰めたりしないか、薬はきちんと飲めているか等の見守り支援は、土日祝日になくなるわけではありません。職員の直接介助や、危険を未然に防ぐための見守り支援があってこそ、知的障害のある人は安心した暮らしができています。人によってその必要な程度は異なりますが、実態に合わせて 31 日の支給決定を行うよう市町村、国へ働き掛けてください。
（イ）現状の施設入所支援の配置基準・加算だけでは、入所しているろう重複障害者への支援体制を充分に確保できません。入所者の充実した生活を保障する為、生活介護を開所していない日中にもろう重複障害者への情報保障、生活支援や相談、余暇活動や行事等の取り組みを行っています。施設入所支援の報酬を生活介護並みの配置ができる報酬に引き上げてください。または、昨年度の大阪府交渉の回答の中での例外として「市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。」ということですが、例外扱いではなく、施設入所支援を提供する施設の生活介護の支給決定量について、基本的に 31 日の支給決定を行うよう市町村と国に働きかけてください。
⑧入所施設からの地域移行を進める際は本人の意思を尊重し、希望しない場合は大阪府内の自治体や相談支援事業所、入所施設が地域移行を押し付けることのないように指導・助言してくださ

い。本人が希望する場合でも、家族のサポート・支援ありきではなく、公のサポート・社会資源により地域での生活ができるよう、十分な整備を行ってください。また、国に対してすべての利用者を対象とした地域移行の意思確認の義務化については見直して、加算や減算などの報酬による支援の誘導は取り止めるよう求めてください。

37. 安心して入居できるグループホームを整備してください。

①2024 年度報酬改定でグループホームの基本報酬は区分 5 以下が大きく減額し、国は処遇加算でカバーするといいつつも加算が取れない小規模事業所が多く、このままでは重度高齢化に対応した支援の見通しが立ちません。日割り報酬ではなく月額報酬にするとともに、全区分の基本報酬を大幅に引き上げるよう国に求めてください。

②重度障害者支援加算の対象は、行動障害に特化されていますが、身体的に全介助が必要な障害者も加算の対象となるよう国に働きかけてください。強度行動障害者の重度障害者支援加算取得に欠かせない「中核的人材職員」研修が受けられず、加算対象者がいても申請ができません。大阪府の責任で研修を必要回数開催してください。

③高齢化・重度化に伴い、平日・休日を問わずホームでの日中支援が求められ、かつ、複数職員での対応が必要なケースが増えています。「日中支援加算」を改善して、祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算が適用されるよう国に働きかけると共に、大阪府としても独自に補助を行ってください。

④利用者の重度高齢化に伴い、体調不良により日中活動を休んでグループホームで過ごしたり、スタッフによる通院介助が必要となることが増えています。家族の高齢化も進み、帰省ができなくなっている利用者も少なくありません。今後入所施設からの地域移行先としてグループホームが挙げられていることなど、グループホームで「生活の場」にふさわしい支援が行き届くよう報酬を抜本的に改善するよう国に求めるとともに、大阪府として支援策を講じてください。

⑤利用者がグループホームで亡くなった場合、死後の葬儀や遺留品の整理を行う事も多く、そうした支援も報酬の対象となるように国に働きかけてください。

⑥グループホームにおいて、必要に応じて職員を複数夜間帯に配置できるよう、報酬を改善するよう国に働きかけてください。

⑦「日中サービス支援型グループホーム」での夜間支援の報酬、「介護サービス包括型」の高齢化・重症化の受け止めが困難な報酬など、その改善・充実を国に働きかけてください。

⑧グループホーム入居者の通院介助については「月２回が限度」ですが、高齢になって複数の病院に通院が必要な人も増えている実態を踏まえて、必要とする通院回数と時間を増やすこと。通院介助は、慢性疾患の定期通院のみとなっていることを改め、緊急の通院でも利用出来るようにすること。グループホーム職員も通院支援できるようにすること。などの緊急時の対応に関して、報酬策定するよう国に求めるとともに、大阪府として補助を行ってください。

⑨グループホームで暮らす障害者が入院する際、本来は医療側の責任で看護体制をとることが基本でありながら、病院の体制上の問題からグループホーム職員が付き添うことも多くあります。その際、何らかの報酬が設定されるように、国に働き掛けるとともに、国の制度ができるまでの間、大阪府独自の補助を行ってください。

⑩グループホーム内での個別でのヘルパー利用については、利用者への専門的な支援とともに、複数の支援を入れることで、支援の客観性が保たれる利点があります。また、利用者の個別の課題にも対応できる支援です。現在の特例の経過措置ではなく、必要な人にはサービス提供を継続できるように制度を恒久化してください。

⑪「暮らしの場」における支援職員不足は、利用者の生活や命に関わる問題です。大阪府としてグループホーム職員確保のための特別な手だてを講じてください。

⑫グループホーム開設のための土地購入・建設補助、大幅改修費への大阪府独自の補助を行ってください。また、開設に当たって、地域の了解を事業者にゆだねるだけでなく、最寄りの市町村も積極的に地域への理解・協力を広げるよう働きかけてください。

⑬大阪府は全国的にも家賃が高く、国のグループホームの家賃補助額の１万円では用をなしません。国に増額を要望すると共に、大阪府として独自の家賃補助を行ってください。

⑭大阪府の「重度化対応の為の施設整備・修繕に補助(最大 180 万円)」においては、重度者の新規入居だけを前提とせず、既入居も対象としてください。スプリンクラーや介護浴槽等の整備も対象として認めてください。

⑮国が提案している、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援については、「通過型グループホーム」の新設ありきではなく、現行のグループホームでの一人暮らし等に向けた支援の機能強化や現行制度の拡充を検討するよう国に働きかけてください。

⑯「地域連携推進会議」に関して、地域の団体や関係者の参加実現の為に、「自治会」「民生・児童委員協議会」「福祉委員会」等への協力要請を各市町村に行うよう働きかけてください。

38. 緊急時に際して、24 時間対応できる施設を、身近な地域の中に整備してください。そのために入所施設に必要な人的な配置が可能となるよう費用を補助してください。また、地域生活支援拠点の機能の拡充、ショートステイを整備してください。

39. 短期入所事業の整備・拡充をすすめてください。

① 緊急時はもとより将来の親子の自立(自律)に向けて、児童が利用できる短期入所施設を増やしてください。また、レスパイト対応や外泊の体験ができるよう障害者の短期入所の整備を進めてください。

②重度の知的障害や強度行動障害のある人が安心して利用できる施設・設備・環境の整った短期入所施設が開設できるよう、大阪府として助成制度を創設してください。

③【文書】医療的ケアが必要な人への短期入所が決定的に不足しています。府として設置が促進されるような施策を講じてください。

40. 大阪府立施設の機能を拡充してください。

①大阪府の施設現場に必要な職種(保育士、看護師、介護福祉士など)を正規職員で確保してください。

②大阪府職員の障がい福祉の専門性・継続性を高めるため、頻繁すぎる異動は行わないでください。また、異動となる場合には、引き継ぎが十分できる体制をとってください。

41. ホームヘルパーが必要数確保・配置されるよう、大阪府として特段の措置を講じてください。

①居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応えることができないケースが多くなっています。大阪府として実態把握に務めるとともに、不足状態を解消しヘルパーが安心して働き続けられるよう国に強く働きかけてください。

②障害者総合支援法第１条が定める、「個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことが出来るよう」に、居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学支援はもちろん、障害者自らが育児や家族支援等の「ケアをする権利」を含め、様々な社会的役割を果たすための利用を認めてください。また通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。

③障害者が入院した際、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえない介護は、（医師の求めにより）福祉制度のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院間近の慣らしの外出や自宅への一時帰宅に、福祉制度のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供できるようにしてください。

④居宅介護利用者が緊急時（怪我・病気・災害時など）に支援計画・支給決定に関わらず支給変更なしで必要なサービス（身体介護・通院等介助・家事援助）が柔軟に利用できるようにしてください。併せて、月々の支給量を生活実態に合わせて、その都度計画変更をしなくてもいいように柔軟に必要に応じて利用できる仕組みにしてください。

42. 補装具・日常生活用具を拡充してください。

①日常生活用具の給付について、特に聴覚障害者用屋内信号装置については「聴覚障害 2 級以上の者であって、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者」と、聴覚障害 2 級以上を条件とする市町村が多いが、３～６級の聴覚障害者でも日常生活に難をきたす例が多いため「聴覚に障害のある者」に変更するよう府内市町村に働きかけてください。

②生活の必要に応じた支給をしてください。「職業又は教育上等特に必要と認めた場合」に限定せず、あわせて耐用年数で制約せず必要に応じて複数の支給を可能としてください。なお、複数支

給の理由として「屋内用と屋外用の区別」が制度的に認められるようにしてください。また、障害の等級に捉われず生活実態に応じた支給を行ってください。

③補装具、日常生活用具の選択・作成・改造・修理・点検・リサイクル・相談・指導・教習・研究をトータルに行える「補装具センター」を圏域ごとに１カ所以上設置してください。その際、当該地域に責任を持ち、他センター、中央・地域の研究機関、医療機関、メーカー等と連携して障害者個々のニーズ,要望に応えられる体制を確保してください。

④重度の視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障をきたします。重度視覚障害者が難聴となった際には、大阪府として補聴器の購入費用を助成してください。さらに、国に対して「盲ろうのカテゴリー」の設置を求めてください。

⑤「読書バリアフリー法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策に関する法律」の趣旨を尊重し、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダーの障害等級の制限を撤廃して、希望するすべての視覚障害者が受給できるよう各市町村に働きかけてください。

⑥養護老人ホームに入所している重度障害者にも、必要に応じて「情報・意思疎通支援用具」の給付を認めるよう各市町村に働きかけてください。

⑦点字ディスプレイが盲ろう、および視覚単一の重度障害者にも日常生活用具として給付するよう各市町村に働きかけてください。

43. 移動支援を必要に応じて柔軟に利用できるよう、市町村と調整してください。

①【文書】施設・事業所等への通所に際して、すべての自治体で移動支援事業が利用できるようにしてください。

②移動支援事業を自立支援給付事業とするよう国に働きかけるとともに、以下の措置が広くいきわたるようにしてください。

（ア）隣接する市町村の報酬格差で生じるヘルパー不足や利用の偏りをなくしてください。

（イ）全国どこでも同じ条件で利用できるようにしてください。

（ウ）宿泊を伴う外出にも利用できる等、利用範囲を拡大してください。

（エ）居住自治体以外で入院中の外泊や外出での利用ができるようにしてください。

44. 地域活動支援センターの制度を拡充してください。

①府内の自治体間で「地域活動支援センター」事業の活用状況や運用に差が生じないよう、府として制度活用の周知徹底と積極的な活用促進を図ってください。

②【文書】府内各市町村における地域活動支援センターの設置状況を調査し、運営に格差が生じないよう、運営に関する独自の上乗せ補助、通所費用への支援や家賃補助など、大阪府として必要な施策を講じてください。

45. 手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。きこえない・きこえにくいことを理由とする差別をなくし、手話言語による情報保障（合理的配慮）が確実に提供されるよう手話言語の普及および手話通訳者の配置を進めてください。

① 府内のすべての事業者（大阪府をはじめとする行政機関、医療機関を含む）に手話通訳者の役割や意義を周知徹底するよう働きかけてください。

② 府内のすべての公共施設に手話通訳者を配置してください。

46. 入院時コミュニケーション支援事業を改善・拡充してください。

①対象者や支援者の拡大を行ってください。医療機関の理解も得られるよう制度の周知・徹底を図ってください。

②入院時にヘルパー派遣が認められない場合、やむを得ず自己負担による支援を受けざるを得ません。入院時に洗濯や買い物等の支援を得るための費用助成制度を創設してください。

47. 相談支援の整備・拡充をすすめてください。

①大阪府として相談支援専門員の業務実態を把握して、過重労働の解決にむけた対策を国に求めるとともに、大阪府としても必要な措置を緊急に講じてください。

②【文書】特定相談事業所のほとんどが赤字の状況が続いています。またせっかく開設しても安定した事業が見込めず、閉鎖する事業所が後を絶ちません。法人が持ち出して事業継続ができると

ころもありますが、いつまで続くか見通しが持てません。改めて、加算方式を減らし、事務負担の軽減を図り、基本報酬の増額をお願いします。

③【文書】「特定相談支援」の下では、相談支援機関がニーズアセスメントをする前に、障害支援区分が確定しており、各行政の支給決定ガイドラインにより本人の利用できる福祉の種別と量（時間）が決まります。そのため、多くの相談支援機関は、その支給決定の範囲で利用できる支援の紹介にとどまっています。本人のアセスメントに基づき、日常生活が負担なく暮らせる必要な支援が決定されるシステムに改めてください。

④委託相談の委託費は消費税の対象となっています。基幹相談支援事業、委託相談事業を第二種社会福祉事業とするよう、国に強く働きかけてください。

⑤市（区）町村が指定する特定相談支援事業所において、ろう者に合わせたコミュニケーション手段による相談支援を充実するため、ろう者当事者の相談支援専門員を配置するよう関係先に働きかけてください。

⑥重複聴覚障害者や高齢聴覚障害者の計画相談を行っている「相談支援センターなんなん」について、「生活介護事業」や「就労継続支援Ｂ型事業」と同様、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を創設するよう国に働きかけてください。

＜手帳制度・優生思想の根絶・その他福祉制度＞

48. 大阪府内市町村における障害者手帳のカード化に向けた検討状況を明らかにしてください。また、実施に当たってはマイナンバーカードとの一体化は行うことなく、氏名の点字表示や切り込みを入れるなどにより視覚障害者に配慮するとともに、当事者の希望に従い従来の紙製の手帳も選択できるようにしてください。

49. 旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などをうけた、全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。

①二度と同様の問題を発生させないよう旧優生保護法による強制不妊手術について事務作業を担った大阪府の責任を明らかにすると共に、大阪府知事が被害者への対面による謝罪を行ってください。

②大阪府発行の「衛生年報」によると、府内の旧優生保護法による不妊手術を強いられた被害者は 1237 人以上とされ、この数は全国でも 3 番目に多いとされています。2024 年 7 月 3 日の最高裁大法廷判決に沿い、1 人でも多くの被害者を救済するため、大阪府として、積極的に被害者の掘り起こし調査を行い、把握した実態を公表してください。

③いわゆる旧優生保護法一時金支給法および補償金等支給法が、被害を受けたすべての人に行きわたるよう、現在の進捗状況を明らかにするとともに大阪府として必要な手立てを講じてください。兵庫県明石市で実施されているような独自の被害者支援施策を検討・実施してください。

50.「大阪府読書バリアフリー計画」および「障害者情報　アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、府内各市町村において、点字図書給付事業を見直し、障害の程度および読書形態を配慮して拡大図書や録音図書にも対象を広げ給付するよう各市町村に働きかけてください。とりわけ、今年創刊 104 年を迎えた日本で唯一の週刊点字新聞「点字毎日」（点字版）に加え、大阪市が実施している「電子版」（点字データ版）や(点字版)、読者が加齢により手指の感覚低下にともない触読が困難となった場合でも、継続して購読できるよう、「点字毎日」（音声版）を給付するよう働きかけてください。

51. 大阪府各部局および各市町村から視覚障害者家庭に送られてくる文書については、封筒表面に内容物の表題と担当部署名および連絡先電話番号（固定電話番号）を必ず点字と拡大文字で記入するとともに、夫婦いずれもが視覚障害者の場合は受取人の氏名も点字と拡大文字で記載するよう合理的配慮の立場から各部局および各市町村に指導・周知してください。

52. 大阪府の障害者差別解消広域相談員制度や各市町村窓口の問題解決機能を強化のための検討協議を

進めてください。差別解消の広報活動や相談・調整の役割は一定果たされているとは思いますが、問題を解決する（権利を守る）機能、権限、行政からの独立性等の在り方の検討を進めてください。

53. 大阪府の障害者差別解消広域相談員制度や各市町村窓口の相談が、相談者の事情に応じてオンラインでも行えるようにしてください。

54. 【文書】障害者優先調達推進法における２０２５年度大阪府の実績と今年度の計画を示してください。また府内各自治体で、取扱いの差が生じないよう必要な措置を講じてください。

＜介護保険＞

55. 低所得者の介護保険料が免除されること。または、住民税非課税世帯の介護保険サービスの利用料が無償になるよう国に働きかけてください。

56. 介護保険における「応益負担原則」を、早急に「応能負担」に改めるよう、国にねばりづよく働きかけてください。障害福祉サービスを利用してきた障害者が65歳になって介護保険に移行したために、これまで経験したことのない負担が課せられることのないよう、大阪府として負担軽減措置を講じてください。

57. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第７条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿った選択と自己決定での利用ができるように選択制を導入してください。

①要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害者福祉サービスの打ち切りを行わないよう市町村に働きかけるとともに、「要介護認定の申請を行わない障害者に対して障害福祉サービスを打ち切ることは違法」と判示した岡山浅田訴訟の司法判断に沿い各市町村を指導するよう国に求めてください。

②介護保険で不足するサービス量について、障害福祉サービスを上乗せするよう市町村を指導してください。また、市町村によっては、上乗せを認める対象者を「支援区分6・要介護度5」の独自基準（ローカルルール）で制限しているところがあります。こうした基準をなくして希望する人にきちんと上乗せ支給が行われるよう市町村に働きかけてください。

③市町村において、介護保険「移行ありき」の勧奨、障害福祉サービスの打ち切りを前提、サービスの上乗せを交換条件とするような勧奨をすることのないようにしてください。

58. 視覚障害者の場合は、全盲の重度障害者であっても、現行の介護認定基準ではほとんどの者が要支援１か２と判定されます。大阪府として介護保険制度が改善されるまでの間、単独でサービス上乗せの助成措置を行ってください。また、障害者のＱＯＬを低下させないように市町村に働きかけてください。

＜その他福祉制度、文化・スポーツ活動への支援＞

59. 盲導犬ユーザーに対する補助を行ってください。大阪府が定めている「補助犬育成事業」での盲導犬貸与事項を改めて、盲導犬にかかる医療費若しくは飼育費（エサ代）などに対して補助を行ってください。年間 10 万円以上の自己負担をしており、生活していく上で負担になっています。

60. 障害者の社会参加と余暇活動を拡充してください。学校卒業後の障害のある人たちが、平日の夕方や休日に、文化活動・スポーツ活動・芸術活動などへ自主的に参加できるよう、身近な地域で気軽に利用できる活動拠点や居場所を確保してください。

61. 手話施策推進法の定めるところに従い、デフスポーツの普及発展を図ってください。

①デフアスリートへの支援、競技環境の向上をはかり、もって、デフアスリートやデフアスリート

を目指す者の可能性を広げることによりデフスポーツの普及・発展をめざす取り組みを行ってください。

②東京 2025 デフリンピックのレガシーを構築し、末永く継承するための取り組みを行ってください。第２１回冬季デフリンピック競技大会 インスブルックを含む今後開催されるすべてのデフリンピック及び特にデフリンピアンの活躍の場を、きこえるアスリートと同じように取り上げてください。

62. 2 月に開催される「大阪マラソン」に参加する、きこえないランナーやきこえないボランティアに対する合理的配慮措置を実施してください。

①アスリートビブス引換所のヘルプデスクに手話ができる人を常在してください。そして、本人確認カウンターで、きこえないランナーが来たら、ヘルプデスクへ誘導してください。

②ボランティアに、手話ができるボランティアであるとわかるように、ワッペンシールを付けてください。英語や中国語ができますというワッペンシールがあるのに、手話がないのはおかしいです。

③スタートエリアでのアナウンスが、きこえないランナーにもわかるように、手話通訳や電子電光板をつけてください。

④きこえないボランティアが参加する前のミーティングに、手話通訳をつけてください。

⑤救護所に、手話通訳（手話通訳士または都道府県の登録通訳者レベル）を常在してください。

＜まちづくり＞

63. 障害者が安心して移動できるよう公共交通機関の整備を行ってください。

①バリアフリー推進連絡会議等の場などを通して、少なくとも年に 1 回、完全無人化・時間帯無人化・改札無人化の駅と無人時間帯などの情報を収集して公表してください。また、無人化による具体的な困りごとを大阪府として把握し、その解決にむけて事業者への働きかけを行うとともに、大阪府としてなんらかの施策を講じるよう検討を行ってください。

②府内鉄道事業者の改札無人化に伴い、モニター越しにオペレーターと会話する装置が設置されていますが、手話言語や文字による情報保障が不十分なためきこえない人・きこえにくい人は十分に利用することができません。各鉄道会社に十分な配慮を行うよう大阪府として働きかけてください。また、多くの視力障害者・肢体障害者は、タッチパネルによる装置に対応できません。駅の券売機をタッチパネル式のみとするのではなく、点字表記付のボタン式券売機を少なくとも１台以上残すように働きかけてください。

③誰もが利用しやすい無人駅環境の整備をしてください。障害者割引を利用して公共交通機関を利用する際、障害者手帳等の確認手続きに時間を要することがあり、結果として乗車予定の電車に間に合わない場合があります。障害のある人が他の利用者と同様に円滑に移動できるよう、手続きの簡素化や迅速化を図られるよう、事業者へ働きかけてください。また、駅の無人化を進めるのであれば、遠隔対応による確認や案内が円滑に行えるよう、高性能なカメラや通信設備の整備、応答時間の短縮、遠隔オペレーターの十分な配置など、必要な環境整備を働きかけるとともに、大阪府として係る経費の補助等を行ってください。

④交通運賃割引の対象者を拡大するよう国及び関係機関に強く働きかけてください。

⑤大阪府として駅員の削減を進めている鉄道会社に対して駅員の削減を行うことによって合理的配慮が損なわれることのないよう働きかけてください。

⑥大阪メトロについては駅のホームがバリアフリー化し、スロープが無くても車両に乗り降りできるようになった反面、そのことによって駅員や車掌が削減され安全面で不安なところがある。安心して駅を利用できるように（ホームでの転落事故や電車とホームの段差での車いすの転倒事故があっても　、駅員が対応できるように)、府としても働きかけてください。

⑦駅のバリアフリーのルートは、エレベーターの位置が分かりにくく、どのルートをたどればいいか迷路のような駅があります。初めて利用する駅では、駅員の無人化によって案内がなくなると、改札からホームまで、あるいは乗り換え場所まで迷わないよう誘導してください。
⑧駅舎利用時、視覚障害は常に、駅員呼び出しボタンの位置が分かりにくい、音声案内がおこなわれる頻度が少ない、障害者割引切符の確認のため有人窓口まで行かなければならない、出札時のエラーでアラームがなった際への対応が困難などの不自由を抱えています。これらの不自由の解消のために特別の手立てを講じてください。
⑨整備重点地域を協議する体制を創設して、計画的にバリアフリー化を推進してください。当面は、京橋駅周辺地域を整備重点地域に指定して、ターミナル駅にふさわしい整備を行ってください。具体的には、地下鉄京橋～ＪＲ・京阪京橋駅までの乗り換え通路を、車いす利用者でも一般利用と同様に雨にぬれることなく行き来できるよう、エレベーターを設置してください。実態を把握するための調査を私たちも含めて実施してください。
⑩普段ほとんど使わない駅に視覚障害者が降りた時、ホーム可動柵があるので安心です。しかし、人がいなければどこに改札口があるのか、乗り換えるのにどちらえ行けばよいのかの確認ができません。可動柵の何カ所に改札口などにつながる連絡ボタンをつけてください。

64. 府庁舎について、南河内府民センターなどに残る和式トイレを洋式トイレに改修するなどのバリアフリー化や、冬は寒く夏は暑い障がい者自立相談支援センターの知的障がい者支援課の待合の空調設備の整備を行ってください。

＜防災＞

65. ろう者に対する以下の防災支援施策を拡充してください。
①発災直後の避難所における、ろう者に対する手話言語による情報保障に関する支援者の確保
②広域避難時におけるろう者に対応した１.５ 次避難所の開設
③府が作成した防災講義動画について、手話言語による情報保障を行うこと
④市町村に対する福祉避難所に関する情報公開の働きかけ
⑤避難所におけるろう者に対する情報保障に関して聴覚障害者用情報受信装置（アイドラゴン４）の設置を大阪府避難所運営マニュアル作成指針に明記するとともに、市町村に対する避難所へのアイドラゴン４設置の働きかけ

66. ろう防災士の増加方策を講じてください。発災時はもとより平常時においてもろう者のニーズを的確に把握するには手話言語による十分なコミュニケーションが必要不可欠で、ろう者当事者防災士による対応が必要となります。大阪府と大阪公立大学が連携し実施する「防災士養成講座」（大阪公立大学または和歌山大学主催）について、ろう防災士を増やすため、抽選の際は当該講座に本邦人口に占めるろう者人口の割合を考慮したろう者枠を設けてください。

67. 緊急災害時に支援団体としての当事者団体（とりわけ聴覚障害者団体など）との間で協定を締結することで名簿を提供し、当事者による戸別訪問が実現するよう基礎自治体に働きかけてください。

68. 大阪府内の各自治体が全戸配布している防災マップや計画など（ハザードマップ以外）については、視覚障害に配慮したかたちで周知できるようにしてください。例えば国土交通省のホームページの「重ねるハザードマップ」のように、居住地に対応した災害情報を容易に理解できるよう音声ＣＤや触地図などで提供してください。

＜医療＞

69. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。
①医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げてください。
②院外調剤の自己負担を撤廃してください。
③中軽度の障害者を、制度の対象にしてください。
④重度障害者医療費助成制度の果たしてきた役割に鑑み、コスト面からだけでなく重度障害者がこの制度をどのように活用し健康な暮らしに役立てているのか等の実態を調査してください。2018年4月以降の制度改定における障害児者・家族の暮らしへの影響について、大阪府として定期的に調査を行ってください。

70. 障害児者のインフルエンザ・コロナウイルス感染症等の、予防接種ワクチン費用の補助を行ってください。

71. 障害児者の入院時に医療機関側から個室利用を求める際、個室料が患者負担とならないよう以下の措置を講じてください。
①障害の状況により実質的に多床室での対応が困難な場合については、患者本人の「治療上の必要」により個室へ入院させるケースとして扱い、利用者からの料金(「差額ベッド代」)徴収を行わないようにしてください。
②上記のようなケースで「治療上の必要」と認める措置が講じられるまでの間、大阪府として個室等での入院が必要な障害者に対する特別室利用料の負担軽減制度を講じてください。
③障害児者が入院治療が必要な場合に、家族等による支援と個室利用を求めるケースについては、患者に差額ベッド料を求めてはならないケースに該当することを医療機関に徹底するように国・厚労省に対して求めてください。

72. 障害の特性をふまえた各種診療が可能な総合病院を整備してください。

73. 手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。ろう者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院他在宅医療も含む）する際、手話言語でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。
①地方独立行政法人大阪府立病院機構の 5 病院（大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター）について 2006 年から手話通訳者が配置されていますが、当該通訳者の退職の際、なかなか新規雇用がされないなどによって手話通訳者が不在となる事案がたびたび生じています。手話通訳者の待遇を改善し、早期の採用を可能とし、今後、手話通訳者が不在となる期間が発生することのないように働きかけてください。また、手話通訳の質的な担保がなされまま、手話通訳に従事しているとされる例も報告されていることから、手話通訳者の採用に当たっては応募条件に手話通訳士、または都道府県の登録通訳者であることを付すよう働きかけてください。
②府内の各医療機関（①以外の病院）に手話通訳者、手話ができる医療従事者、相談員などが配置されるよう働きかけてください。
③各医療機関と市町村が連携して、ろう者の入・通院（在宅医療も含む）に際して２４時間３６５日市町村の登録手話通訳者が活用できるよう、市町村ならびに医療機関に働きかけてください。

74. 大阪府立病院機構には不採算医療を担う役割があることから経営・利益優先ではなく、患者・障害者が安心して受診できるよう、大阪府として必要な経営支援を行ってください。

75. ＯＴＣ類似薬の保険外しは、障害者の新たな医療費負担増となり、障害の重度化を招き、健康に生きる権利を奪いかねません。医師が必要と認めて処方した薬の保険外しは止めるよう、国に強く働きかけてください。

76. 入院時食事療養費は食事治療の一環として無料にしてください。

77. 障害者地域医療ネットワーク事業を充実させてください。同時に、この事業を広く障害者・家族に周知・広報してください。

78. 脳性麻痺の二次障害の頚椎症性頚髄症等の手術治療ができる医師や専門医療機関を大阪府内に確保するため、保健福祉室や障害福祉室が連携をして具体的な手立てを講じてください。また、どの医療

機関でどういう対応をして、どういう実績があるのかを調査して、当事者や家族、関係者に情報発信をしてください。

79. マイナンバーカードの取得は任意なので、健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化することで取得を強制するのではなく、健康保険証も存続して併用できるようにしてください。

＜労働＞

80. 【文書】障害者雇用率の達成状況をふまえ、今後の障害者雇用についての大阪府の計画を明らかにしてください。

81. 【文書】大阪府として、重度障害者等就労支援特別事業について「2022 年度以降」の進捗状況を教えてください。また視覚障害者が手続きに不便のないようにしてください。

82. 【文書】マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを「大阪府警生活安全課と連携して」厳正に行ってください。

83. 【文書】「聴覚障がい者等ワークライフ（職業生活）支援事業」をより充実させていくために予算を増額してください。また、国として、同様の事業を行うよう、強く働きかけてください。

＜参政権＞

84. 選挙期間中は、投票所に出向きにくい障害者や高齢者などのために、リフト付きのマイクロバスやタクシーを各市町村に走らせてください。

85. 選挙期間中は、投票所に出向きにくい障害者や高齢者などのために、個々の家や施設を回る巡回投票が出来るようにしてください。（大病院等は入院患者対象に実施している）

86. 投票所のバリアフリー化はもちろんのこと、座って投票できるように安定した椅子を置いてください。

87. 投票用紙は、鉛筆だけでなく、ボールペンでも記入できるようにしてください、そして、スペース的に書きにくい人への配慮をした大きめの投票用紙を作ってください。

88. 投票箱は、出来るだけ自分で投票がしたいので、もっと入れやすい投票口の大きなものを作ってください。

89. 投票所への移動が困難な視覚障害者に対しては、点字による在宅郵便投票を認めてください。

90. 公職選挙法における視覚障害者への配慮を求めます。
①点字や拡大文字および音声による選挙公報の発行を法的に認めるよう国に要望してください。
②視覚障害者が点字による直接請求署名を行う場合、晴眼者による介助がなくても、単独で署名できるよう様式を整備するとともに、視覚障害者が署名の代筆を求めた場合、受任者による代筆も認めるよう、国に要望してください。